

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和8年1月22日

案件名	「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について							
所管	市長公室	局区	政策	部	経営監理	課	担当者	内線

**事案概要**

市が提供する行政サービスに係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定した「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、料金等の見直しを実施するもの。  
 基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定(令和5年)から3年後となる令和8年に見直し結果に基づき料金等の改定を実施するもの。

審議事項 <i>(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</i>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コスト把握の結果と料金等の見直しについて</li> <li>○見直し結果に基づく料金改定案について</li> </ul>
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	/										
	効果測定指標							施策番号				
	年度							R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標											

**事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工**

○事業スケジュール

	R7年度			R8年度		
実施 内容	庁内調整			3月議会 情報提供		
				4月 コスト 料金改定案 公表		
				6月議会 条例改正案 提案		
				市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等		
						1月 料金改定 (条例施行)

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs  
関連ゴールに○

								
								
	○						○	

日程等  
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年6月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	全協	令和8年3月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(※)	令和7年1月 料金等の見直しのスケジュール等について(了承)
料金等を所管している課等	令和7年4月～12月 コスト把握と料金改定案の設定(調整済み)

備考

※政策課、総務法制課、財政課、危機管理統括部、区政推進課、健康福祉総務課、こども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務課、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、議会総務課、教育総務課、消防総務課、経営監理課  
資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R8.1.8 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。

【料金等の見直し結果について】

○(南区区政策課長)料金改定なしとするものについて、「仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの等」と記載されているが、「等」にはどのようなものが含まれているのか。

→(経営監理課主査)1つの事例として、施設改修による休館等により各年度のコストが把握できなかったため、現行料金のままとしたものがあある。

【料金改定に伴う影響額(試算)について】

○(政策課長)使用料・利用料の改定に伴う影響額について、改定により、どのような金額となるのか、改めて説明いただきたい。

→(経営監理課総括副主幹)料金改定しなかった場合の収入とコストの差は、約37億6千万円となるが、料金改定した場合の差は約36億2千万円となり、約1億4千万円を圧縮することができる。

【事業スケジュールについて】

○(総務法制課長)事業スケジュールについて、これまでに6月定例会議に提案・1月に料金改定としたことはあるのか。

→(経営監理課総括副主幹)6月定例会議での提案はない。また、料金改定も4月又は10月であった。

→(総務法制課長)6月に提案することを問われた際、どのような回答を想定しているのか。

→(経営監理課長)3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することは「受益者負担の在り方の基本方針」で謳っているが、具体的な時期までは示していない。今回は、物価高騰下という社会情勢の中での見直しのため、検討を重ねた結果、この時期となったものであり、基本方針に則った料金改定である。

→(総務法制課長)基本方針に則った料金改定でありつつも、過去と時期が異なることで問われる可能性があるため、整理いただきたい。

# 「受益者負担の在り方の基本方針」 に基づく料金等の見直し及び改定

令和8年1月22日 決定会議資料  
経営監理課



# 1 事案概要

市が提供する行政サービスに係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定した「受益者負担の在り方の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、料金等の見直しを実施するもの。

基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定（令和5年度）から3年後となる令和8年度に見直し結果に基づき料金等の改定を実施するもの。



# 1 事案概要

## 【今回の料金等の見直しのポイント】

○令和5年10月から実施の、公共施設のこども料金無料化の影響について  
⇒こども料金無料化に伴う市負担分については、行政サービスの提供コストに算定していないため、料金算定に影響しない。

○昨今の物価高騰下における料金等の見直しの考え方  
⇒提供する行政サービスのコストが増加していることから、昨今の物価高騰下においても、料金の見直しを行い、受益者負担の適正化を図る。



## 2 基本方針の概要

### (1) 基本方針の対象となるもの

使用料	プールやテニスコートなどの使用料 (公共施設の利用につき徴収する料金)
利用料金	ホールや会議室などの利用料金 (指定管理者の収入として徴収する公共施設の利用に係る料金)
手数料	住民票の写しなどの証明書の交付手数料 (特定の者のためにする事務につき徴収する料金)
その他	がん検診などの一部負担金など上記以外のもの (上記以外の分担金、負担金など、市が市民等から徴収する費用)

⇒法令等により別に料金積算の基準を有している料金は除く(保育所保育料など)

⇒さらに、次の料金等についても、今回は見直しの対象外としている。

- ①令和5年10月の料金改定後に料金の新設・改定を行ったもの  
(相模原スポーツ・レクリエーションパーク有料公園施設 人工芝軟式野球場、多目的室)
- ②こどもセンター・児童館等の市が政策的に無料としている使用料等
- ③令和8年度末をもって施設廃止する「銀河アリーナ」
- ④年間実績が10件未満の手数料



## 2 基本方針の概要

### (2) 行政サービスの提供に係るコストの把握 受益者負担の対象とする経費

#### ■使用料・利用料金

##### 【コストとして把握する経費】

- ・ 間接人件費
- ・ 施設整備費
- ・ 用地費

##### 【受益者負担の対象とする経費】

###### ・ 維持管理費

(直接人件費、  
清掃等の委託料、  
備品購入費、  
光熱水費、消耗品費、  
通信費、賃借料 など)

#### ■手数料

##### 【コストとして把握する経費】

##### 【受益者負担の対象とする経費】

人件費、旅費、備品購入費、  
消耗品費、委託料 など

※手数料の場合、「コストとして把握する経費」と「受益者負担の対象とする経費」は同じ。

全てを受益者負担とする。

施設の性質に応じて  
受益者に負担を求める割合を決定  
(0~100%)

※今回把握したコストは過去3年間(令和3~令和5年度)の平均値  
ただし、年間を通したサービス提供ができなかったものについては、算定から除外する



## 2 基本方針の概要

### (3) 料金の算定

#### ■使用料・利用料金の場合

##### ・専用利用

$$\text{料金} = \frac{\text{対象経費} \times \text{負担割合}}{\text{貸室の合計面積} \div \text{年間開館日数} \div \text{1日当たりの貸出時間} \times \text{貸室面積} \times \text{貸出時間}}$$

##### ・個人利用

$$\text{料金} = \frac{\text{対象経費} \times \text{負担割合}}{\text{年間利用可能者数}}$$

#### ■手数料の場合

$$\text{料金} = \frac{\text{対象経費}}{\text{実績件数}}$$

⇒現在の料金と比較して、料金に差がある場合には、料金改定が必要と判断



## 2 基本方針の概要

### (4) 市場価格・近隣自治体との料金比較、 激変緩和措置の適用、政策的料金の導入

#### ■市場価格・近隣自治体との料金比較

例外として、近隣自治体の料金と比較して料金の均衡を図る必要があるもの又は市場価格と比較し著しく異なる場合は、前述の方法によらない料金の設定を可能とする。

#### ■激変緩和措置の適用

基本方針に基づく受益者負担の試算の結果、算定された金額（以下「仮料金」という。）が現在の料金と比較して、急激な値上げがないよう、市民生活への影響に配慮した激変緩和措置として、原則、現在の料金の1.3倍以内の料金改定とする。

#### ■政策的料金の導入

例えば、マイナンバーカードの交付促進や窓口混雑緩和のため、証明書の交付手数料を窓口での料金よりも安く設定することで、コンビニ交付の活用促進の方向に誘導するなど、料金について政策的に決定する必要がある場合は、基本方針にかかわらず料金の設定を可能とする。

# 3 料金等の見直し結果

## (1) 使用料及び利用料金

見直し対象130施設のうち、**41施設で料金改定**  
 (△値上げ38施設、▼値下げ2施設、△▼値上げ・値下げ双方含む1施設、  
 ※うち激変緩和措置23施設)

### 【料金改定するもの：41施設】

○市民文化系施設 9施設 (※うち激変緩和措置5施設)

△ 男女共同参画推進センター	△ 小田急相模原駅文化交流プラザ ※
△ 市民会館	△ 勤労者総合福祉センター
△ 文化会館 ※	△ 産業会館
△ 杜のホールはしもと ※	△ 西青山地域センター ※
△ 城山文化ホール ※	





## ○保健・福祉施設 3施設（※うち激変緩和措置1施設）

△ 新磯ふれあいセンター ※	△ さがみ湖リフレッシュセンター
△ 東林ふれあいセンター	

## ○生涯学習施設 3施設（※うち激変緩和措置1施設）

△ 市民ギャラリー	△ 津久井生涯学習センター ※
△ 相模川ふれあい科学館	

## ○その他施設 2施設

△ 市営斎場	△ 環境情報センター
--------	------------



## 【料金改定なしとするもの：89施設】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの 等

### ○市民文化系施設 10施設

津久井合唱館 等

### ○スポーツ・レクリエーション系施設 24施設

無人管理のグラウンド・スポーツ広場 等

### ○保健・福祉施設 3施設

あじさい会館 等

### ○生涯学習施設 32施設

公民館 等

### ○その他 20施設

自転車駐車場 等



# 3 料金等の見直し結果

## (2) 手数料

見直し対象79件のうち、5件で料金改定

※調整会議後、都市建設局の手数料について、1件料金改定が必要となったため、4件から5件へ件数を変更

### 【料金改定するもの：5件】

○飲料水の水質試験に係る手数料 等 5件

(値上げ5件※うち激変緩和措置3件)

### 【料金改定なしとするもの：74件】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの、

近隣地方公共団体との比較によるもの 等

(住民票の写し・印鑑証明書・戸籍の附票の写し・住民票の閲覧及び諸証明手数料 等)

# 3 料金等の見直し結果

## (3) その他

見直し対象10件のうち、2件で料金改定

### 【料金改定するもの：2件】

○リユース家具の展示と譲渡に係る料金

○市民大学受益者負担に係る料金 (値上げ2件※激変緩和措置2件)

### 【料金改定なしとするもの：8件】

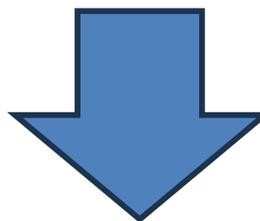
仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの、  
市が政策的に低廉な金額としているもの 等 (がん検診料 等)



# 4 料金改定に伴う影響額（試算）

## （１）使用料及び利用料金

	受益者負担コスト	収入	収入とコストの差
前回の見直し (H30~R2)	5,181,688千円	1,784,725千円	△3,396,963千円
今回の見直し (R3~R5)	5,510,954千円	1,751,442千円	△3,759,512千円
前回と今回の差	329,266千円	△33,283千円	△362,549千円



前回と今回を比較すると、コストと収入の差が約3億6千2百万円広がった。  
料金案のとおり改訂を行うと、差を約1億4千5百万円圧縮することができる。

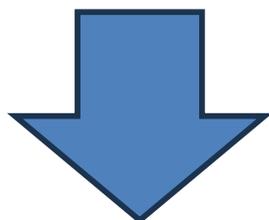
	受益者負担コスト	収入	収入とコストの差
改定案	5,510,954千円	1,897,104千円	△3,613,850千円
改定前との差	0円	145,662千円	145,662千円

※ 料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない。

# 4 料金改定に伴う影響額（試算）

## (2) 手数料

	受益者負担コスト	収入	収入とコストの差
前回の見直し (H30~R2)	403,365千円	259,213千円	△144,152千円
今回の見直し (R3~R5)	499,784千円	246,635千円	△253,149千円
前回と今回の差	96,419千円	△12,578千円	△108,997千円



前回と今回を比較すると、コストと収入の差が約1億8百万円広がった。  
料金案のとおり改訂を行うと、差を約41万円圧縮することができる。

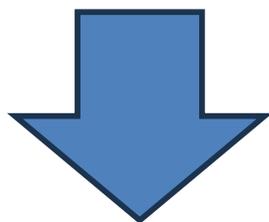
	受益者負担コスト	収入	収入とコストの差
改定案	499,784千円	247,048千円	△252,736千円
改定前との差	0円	413千円	413千円

※ 料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない。

# 4 料金改定に伴う影響額（試算）

## （3）その他

	受益者負担コスト	収入	収入とコストの差
前回の見直し (H30~R2)	1,979,192千円	251,577千円	△1,727,615千円
今回の見直し (R3~R5)	1,995,233千円	283,447千円	△1,711,786千円
前回と今回の差	16,041千円	31,870千円	15,829千円



前回と今回を比較すると、コストと収入の差が約1千6百万円縮小した。  
料金案のとおり改訂を行うと、差を約40万円圧縮することができる。

	受益者負担コスト	収入	収入とコストの差
改定案	1,995,233千円	283,855千円	△1,711,378千円
改定前との差	0円	408千円	408千円

※ 料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない。

# 5 事業スケジュール

日程	内容
令和8年 1月～	庁議
3月	議会への情報提供
4月	コスト及び料金改定案の公表
6月	市議会6月定例会議に条例改正案を提案
7月～	市民等への周知、指定管理者協議※1、 料金改定準備等
令和9年 1月	料金改定（条例施行）※2

※1 利用料金制又は使用料実績払制を採用している施設については、料金改定に伴う収入への影響額に応じて指定管理料が増減するため、指定管理料の変更について指定管理者と協議を行う。

※2 施設の使用料及び利用料金については、申込日によってその差が生じないように、料金改定の実施時期から事前申込みが可能である間は、従前の使用料又は利用料金とする経過措置を設ける。



○開催日 : 令和8年1月22日

○開催場所 : 第1 特別会議室

○案件名 : 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について

○担当課 : 市長公室 政策部 経営監理課

○出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長

■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■政策部長 ■経営監理課長 ■政策課長

### (1)主な意見等

- (市長公室長)議会への提案時期について、前回の見直しは3月議会であったが、今回の見直しは6月議会としている理由について伺う。
  - (経営監理課長)算定期間となる令和3年度から5年度までは、コロナ禍における施設の利用制限などの影響を踏まえる必要があり、事務作業に時間を要したことから、6月議会での提案となった。
- (財政局長)予算について、料金改定を行った場合、歳入のみを要求するという認識でよいのか。事前に財政課と調整していただきたい。
- (財政局長)料金改定に伴う影響額について、例えば、手数料を5件改定した場合、近似値との差が約41万円縮まるということか。
  - (経営監理課長)料金改定しなかった場合の収入とコストの差と、料金改定した場合の収入とコストの差を比較した場合、約41万円圧縮できるということである。
- (総務局長)市場価格・近隣自治体との料金比較について、この比較も令和3年から5年間の3年間のコストと比較しているのか。
  - (経営監理課長)直近のコストで比較している。
- (財政課長)コストの考え方について、直近のコストを根拠とすればよいのではないか。
  - (経営監理課長)受益者負担の在り方の基本方針に基づき、これまで同様過去3年間の実績とした。
  - (財政課長)仮に直近で物価が下がった場合も、同様の考えとなるのか。
  - (経営監理課長)そのとおりである。
  - (財政課長)料金改定は、今までも1月だったのか。
  - (経営監理課長)前回の改定は10月であった。
  - (財政課長)やはり、6月議会での提案となった理由を問われると考えるため、説明できるようにしていただきたい。

### (2)結果

- 原案のとおり承認する。